

桜川 洪水ハザードマップ

○桜川洪水ハザードマップについて○

水防法の改正により洪水浸水想定区域の前提となる雨量「想定しうる最大降雨規模」は1日当たり557mmです。これを受けて、山口県は、河川が氾濫した場合の浸水想定区域図を見直し、町では、桜川洪水ハザードマップを作成しました。

令和8年3月作成

洪水ハザードマップを見たら

- STEP1 自分の家を探そう！
自分の家を探してみ、洪水時に浸水するのかわかってみよう。
- STEP2 避難場所はどこ？
地図左下の洪水時避難場所を見て、あなたの避難場所を確認しよう。
- STEP3 家から避難場所までの経路を確認しよう！
避難場所までの避難経路を考え、家族で避難場所まで歩いてみよう。

日頃の備え

- ◆非常持ち出し品の準備をしておきましょう。
- ◆自分の避難場所や避難経路を確認しておきましょう。
- ◆一人暮らしのお年寄りなどに気を配りましょう。

雨が強く降ってきたら

- ◆いつでも避難できるように、準備をしましょう。
- ◆テレビ、ラジオ、インターネットなどで、最新の気象情報を収集しましょう。
- ◆町からの呼びかけに注意しましょう。
- ◆危険を感じたら自主的に避難しましょう。
- ◆避難所の「密」を避けるため、集会所、親戚や友人の家などの安全が確認される場合は、そちらに避難しましょう。
- ◆自主的に避難するときは、避難場所の開設を町に確認しましょう。

避難するときは

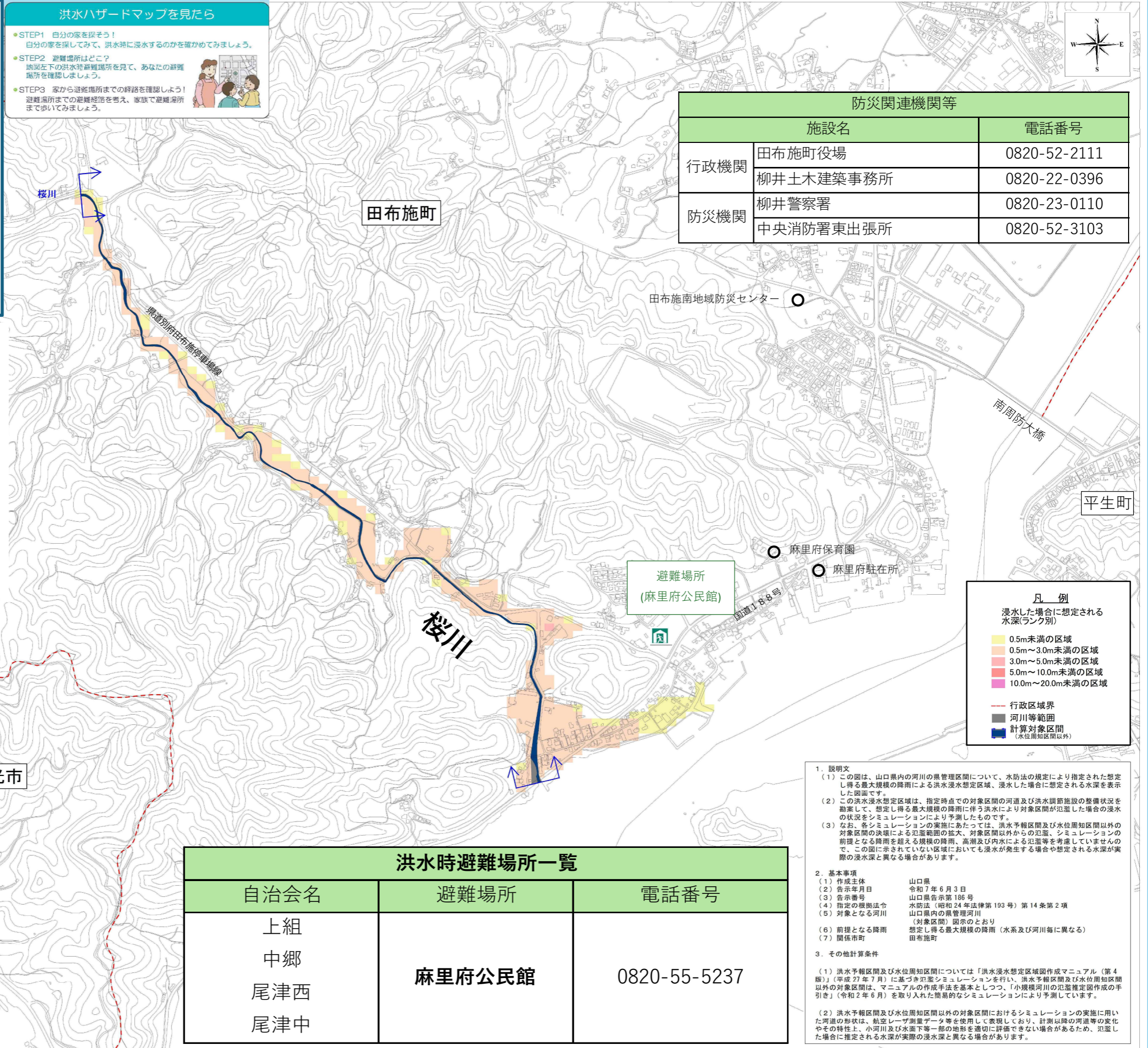
※避難する前に検温をすると共に、避難所受付時に健康状態を聞きまますのでご協力ください。

- ◆避難指示などの発令後は、速やかに避難しましょう。
- ◆避難の際は、町・消防・警察などの指示にしたがひましょう。
- ◆火気の始末をしてから避難しましょう。
- ◆行動しやすい服装で、家族や近所に声かけし、2人以上で避難しましょう。
 - お年寄り、子ども、病気の人の避難に協力しましょう。
 - 車での避難はやめましょう。
 - 河川の近くや土砂災害の危険があるところはできるだけ避けましょう。

危険 万が一、逃げ遅れたときは

浸水してからの避難は大変危険です。無理をして避難せず、自宅の2階や、近くの安全な場所に移動して、救助を待ちましょう。夜間は、懐中電灯などで自分の存在を知らせてください。やむをえず、浸水後に避難する場合には、次のことに注意して慎重に行動してください。

- 長靴は水が入って歩きにくくなるので、ひもなどで締められる運動靴で避難しましょう。
- さぐり棒を持ち、溝や水路、段差などで転ばないように注意しましょう。



防災関連機関等		
	施設名	電話番号
行政機関	田布施町役場	0820-52-2111
	柳井土木建築事務所	0820-22-0396
防災機関	柳井警察署	0820-23-0110
	中央消防署東出張所	0820-52-3103

田布施南地域防災センター ○

避難場所
(麻里府公民館)

○ 麻里府保育園

○ 麻里府駐在所

凡例

浸水した場合に想定される水深(ランク別)

- 0.5m未満の区域
- 0.5m～3.0m未満の区域
- 3.0m～5.0m未満の区域
- 5.0m～10.0m未満の区域
- 10.0m～20.0m未満の区域

行政区域界
河川等範囲
計算対象区間
(水位周知区間以外)

洪水時避難場所一覧		
自治会名	避難場所	電話番号
上組 中郷 尾津西 尾津中	麻里府公民館	0820-55-5237

- ### 1. 説明文
- この図は、山口県内の河川の県管理区間について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
 - この洪水浸水想定区域は、指定時点での対象区間の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により対象区間が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 - なお、各シミュレーションの実施にあたっては、洪水予報区間及び水位周知区間以外の対象区間の決壊による氾濫範囲の拡大、対象区間以外の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この図に示されていない区域においても浸水が発生する場合や想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
- ### 2. 基本事項
- | | |
|-------------|-----------------------------|
| (1) 作成主体 | 山口県 |
| (2) 告示年月日 | 令和7年6月3日 |
| (3) 告示番号 | 山口県告示第186号 |
| (4) 指定の根拠法令 | 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項 |
| (5) 対象となる河川 | 山口県内の県管理河川
(対象区間) 図示のとおり |
| (6) 前提となる降雨 | 想定し得る最大規模の降雨(水系及び河川毎に異なる) |
| (7) 関係市町 | 田布施町 |
- ### 3. その他計算条件
- 洪水予報区間及び水位周知区間については「洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第4版)」(平成27年7月)に基づき氾濫シミュレーションを行い、洪水予報区間及び水位周知区間以外の対象区間は、マニュアルの作成手法を基本としつつ、「小規模河川の氾濫推定図作成の手引き」(令和2年6月)を取り入れた簡易的なシミュレーションにより予測しています。
 - 洪水予報区間及び水位周知区間以外の対象区間におけるシミュレーションの実施に用いた河道の形状は、航空レーザ測量データ等を使用して表現しており、計測以降の河道等の変化やその特性上、小河川及び水面下等一部の地形を適切に評価できない場合があるため、氾濫した場合に想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

※「土砂災害ハザードマップ③麻郷・麻里府地区」と合わせてご覧ください。

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R6JHs729)」